

できる！確定申告

④

税理士

井上 礎幸さん



配偶者控除の 合計所得とは

配偶者控除は配偶者の合計所得が38万円以下の場合が対象です。合計所得といわれてもピンとこない方も多いと思いますので、簡単に説明いたします。

パートなどの給与所得のみの場合は103万円以下の場合（給与所得控除額65万円を差し引く）に該当します。また、配偶者の所得が公的年金等のみの場合は1952年（昭和27年）1月2日以後に生まれた方であれば108万円、それ以前に生まれた方であれば158万円以下の場合に該当します。配偶者控除の金

額が38万円超から76万円未満の場合、配偶者特別控除が受けられます。

額は、控除対象配偶者が一般の場合は38万円、老人控除対象配偶者（70歳以上）の場合は、48万円となります。

また、配偶者控除の対象にならない場合であっても、配偶者特別控除の103万円を超えてしま

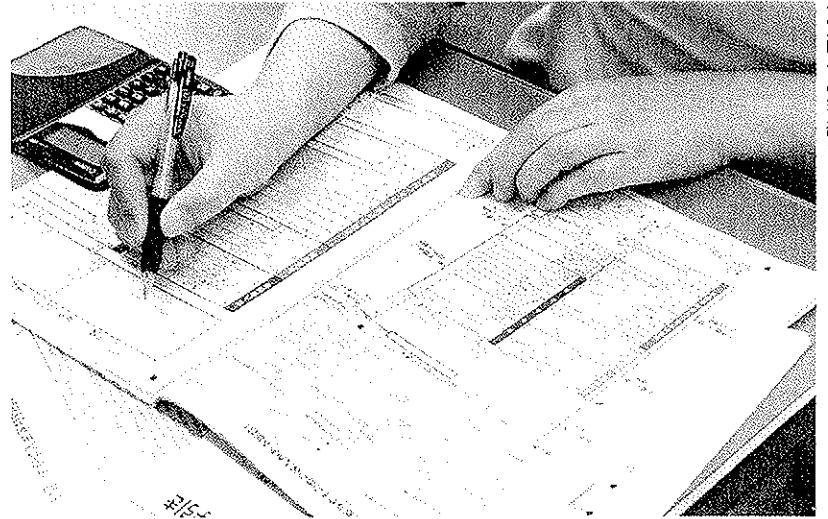
うと覚えておくべきです。よく、年収を調整して働くという話を聞きますが、年末の忙しい時期ですので勤務先に頼まれてやむなく出勤となったり、計算違いのために103万円を超えてしま

配偶者控除・扶養控除等

特別控除のケースも

対象になる場合があります。これには一種の激変緩和措置の役割があります。配偶者の所得が上記各金額を1円でも超えてしまうと、配偶者控除額がゼロとなってしまいます。そこで、合計所得金

対象になる場合は、確定申告を提出する必要があります。田舎に仕送りの対象の場合も扶養控除は生計を二に



確定申告の手続き

のために収入が減り扶養控除の対象になるようなケースです。

特に、働き盛りの年齢の親族を病気等を理由に扶養親族として会社に届け出ることを、ためらう方もいるでしょう。年末調整の再計算ということも考えられますが、確定申告も一つの手段です。

判断力低下も 障害者控除が

障害者控除も適用を忘れてちな項目です。勤務先に届ける場合は障害者手帳の写しを要求されま

すので、面倒だからしていない人もいます。障害者控除は高度なプライバシーに関する事項ですので、現在の年末調整制度を見直すべきなのかもしれません。税務署は確定申告書が提出された場合、必要な確認を行い、税金を還付し

ます。また、年とともに運動能力や判断力の低下は避けられません。この場合も、障害者控除の適用を検討してください。加齢による障害は回復が難しく年々悪化することが多いので、昨年は適用していなかった場合であっても、今年から適用される、ということは十分考えられます。

障害者控除には、一般の障害者と特別の障害者という二つの区分があります。介護保険上の要介護認定程度によって、一般障害者控除か特別障害者控除かの判定を一律にするという話も聞きます。

しかし、所得税の確定手続きである確定申告と介護サービスの提供のための判断基準である両者の基準は異なっています。正しく判断すること、無用な税金は正しく還付を受けてください。（④は28日付）